

令和4年第3回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月22日(火) 13時30分～14時3分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員
(15名)

会長 16番 中川和則
会長職務代理者 15番 佐々木昭英
委員 1番 金子忠博
委員 2番 佐々木達也
委員 3番 高橋かおる
委員 4番 白澤克美
委員 5番 熊谷洋司
委員 6番 川村良道
委員 7番 川村和男
委員 8番 佐々木博
委員 9番 星川忠博
委員 10番 藤原幸藏
委員 12番 高原弘明
委員 13番 阿部江利子
委員 14番 白澤和実
(欠席) 委員 11番 佐藤俊孝

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 報告第3号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第11 議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について

日程第12 議案第5号 令和4年度農作業標準賃金の設定について

日程第13 議案第6号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積(別段面積)の設定について

日程第14 議案第7号 農業委員会事務局職員の任免の許否決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 高 橋 保
係長 照 井 和歌子（産業観光課係長併任）
主任主事 藤 原 佳芳里

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。なお、11番佐藤俊孝委員が欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和4年第3回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは当職より指名します。4番白澤克美委員、5番熊谷洋司委員、6番川村良道委員をお願いをいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、照井 和歌子 係長 にお願ひします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。

2月24日（木）矢巾町農政審議会に出席してございます。ここでは、矢巾町肉用牛生産近代化計画について、協議が行われてございます。

2月28日（月）あっせん事業を担当委員により行っております。

3月8日（火）水田活用交付金説明会を徳田地区、不動地区を対象に行っております。

3月10日（木）第4回マスタープラン実践塾に新任農業員と事務局が出席しております。

3月11日（金）令和3年度経営戦略セミナーが行われ、Webにて農業委員各位と共に出席してございます。

3月15日（火）佐々木達也委員と高原弘明委員及び事務局にて、農地転用現地調査を行っております。

3月15日（火）水田活用交付金説明会を煙山地区を2回に分け行っております。

3月16日（水）農地移動適正化あっせん会議及び運営委員会を開催し、本日、3月22日（火）令和4年度第3回矢巾町農業委員会総会を開催してございます。

以上ご報告といたします。質疑ありましたら、挙手願います。

佐々木博委員

はい、議長。

議長

はい、8番佐々木博委員。

佐々木博委員

8番佐々木です。水田活用交付金説明会が数回行われました。この水田活用交付金の内容等について、各農業者への周知はどのようになりますか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

産業観光課と打合せしており、農業者への周知として、チラシを作成する予定です。農協さんによる農家配布で、また中心経営体の認定農業者や営農組織等には郵送で送る予定としております。

以上でございます。

その他ありますか。

《なしの声》

議長

では、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第1号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局より、報告第1号について補足説明をさせていただきます。

番号1については、盛岡市在住ですが、貸借が入っています。

番号2については、あっせん希望があったため、申出書の提出を待っている状態です。

番号3については、議案第3号で貸借契約の申請を頂いております。

番号4、5については、相続人は同一ですが、前所有者が異なるため、2件となっております。盛岡市在住ですが、耕作可能な距離であるため、耕作放棄地化しないものと思います。

番号6については、議案第2号で貸借契約の申請を頂いております。

以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

では次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第2号 朗読》
補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第2号について補足説明させていただきます。
番号1から4については、議案第1号にありますとおり、●●●●氏に農地を売却する
ため、貸借を解約するものです。
以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手を願います。
《なしの声》

議長 では次に進みます。
日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といた
します。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第3号 朗読》
補足説明を許します。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第3号について補足説明させていただきます。
9月に一度現状変更届を頂いた場所について、工事の対象地を拡大したいというこ
とで提出頂きました。工事完了後はそば畑として耕作予定です。
以上でございます。

議長 それでは質疑がありましたら挙手願います。
《なしの声》

議長 次に進みます。
日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否
決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第1号 朗読》
補足説明を許します。

議長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より議案第1号について補足説明させていただきます。
お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されておしま
す。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していな
いと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
番号1については、●●●●氏の耕作面積は50aを満たしていないものの、対象農
地は●●●●氏の農地に囲まれている面積の小さな農地であるため、一体として活用し
なければ、耕作は困難であるため、50a要件の例外に当たるものです。
番号3については、あっせん事業により、売買するものです。
以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。
討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。

次に進みます。

日程第9議案第2号農地法第3条の規定による貸借権設定許可申請に対する決定についてを議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第2号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 事務局より議案第2号についてご説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

番号2から3につきましては、耕作者が青森県在住となっております。●●●●氏は現在花巻にも耕作地があり、花巻には耕作用の拠点があります。また、今年の4月には会社を設立予定であり、現在、家族3人と雇用している3人を合わせた6名で耕作しております。今後、3名の雇用を増やす予定とのことです。

対象農地については、地元の方が牧草地として相対で借りていた場所ですが、畜産の経営縮小により農地を返したい旨の相談を所有者としていた農地であり、地元の営農への影響はないと思われま

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番佐々木博委員。

佐々木博委員 番号5ですが、貸借期間が2年となっております。通常5年、10年が普通であると思っておりましたが、この2年間という内容は何でしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番佐々木博委員のご質問にお答えいたします。

貸借期間の理由については、両者の打合せによるものであり、特別な理由は伺っていないところでございます。

以上でございます。

議長 他に質疑ありますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。
議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。

川村良道委員 はい、議長。

議長 はい、6番川村良道委員。

川村良道委員 はい、6番川村です。次の議案につきましては、私の案件がありますので退席の許可をお願いします。

藤原幸藏委員 はい、議長。関連です。

議長 はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 はい、10番藤原です。川村委員と同様に次の議案につきましては、私が所属する法人の案件がありますので、退席の許可をお願いします。

阿部江利子委員 はい、議長。関連です。

議長 はい、13番阿部江利子委員。

阿部江利子委員 はい、13番阿部です。同じく次の議案につきましては、私の家族の案件となりますので、退席の許可をお願いします。

議長 それでは、6番川村良道委員、11番藤原幸藏委員、13番阿部江利子委員の退席を許します。退出するまで休憩といたします。

《休憩 13:50》
《再開 13:51》

議長 日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第3号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。
番号2から7につきましては、令和3年12月に貸借が満了となったため、再設定するものです。
番号8から24については、●●●●地区の集積・集約活動により、中間管理を通して●●●●に貸借するものです。
以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。
討論ございませんか。
《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

次に進みます。

ここで、6番川村良道委員、11番藤原幸藏委員、13番阿部江利子委員が着席するまで休憩といたします。

《休憩 13:53》

《再開 13:54》

議長

再開します。

日程第11、議案第4号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局

《議案第4号 朗読》

議長

この議題に関しまして、詳細説明を町産業観光課をお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いします。

照井和歌子係長

はい、議長。

議長

はい、照井産業観光課係長。

照井和歌子係長

産業観光課の案件になりますので、私から詳細説明させていただきます。

議案第4号につきましては、再配分の手続きとなります。

資料は、別添の「農用地利用配分計画（案）」と記載があるものになります。

優先順位検討表の配分理由につきましては、優先順位検討一覧表における比較検討の結果、「●●●●」への配分計画案を作成しております。

また、優先順位検討一覧法の「E その他」で「前配分先と協議済み」と記載しておりますが、「●●●●」の代表取締役社長である●●●●氏は、法人設立前「●●●●」に勤めており、今回配分予定のほ場は●●●●氏が「●●●●」に勤めていた時に、自ら管理していたほ場となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第4号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

次に進みます。

日程第12、議案第5号、令和4年度農作業標準賃金の設定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 <<議案第5号 朗読>>
議長 農作業標準賃金の設定について、事務局より検討内容を報告願います。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 検討内容についてご報告いたします。
 令和4年度農作業賃金表をご覧ください。
 これまで、農作業標準賃金検討会、そして先月の全員協議会を経て検討案を作成いたしました。先月の全員協議会でご意見をいただき、変更等の部分を説明させていただきます。
 まず、「人力作業」ですが、オペレーターに「ドローン飛行 基準は1時間 1, 200円 ナビゲータをふくむ」を追加しております。
 次に、「機械作業」ですが、トラクターに「フレールモア 基準10アール 5, 500円」を追加しております。
 次に、同じく「機械作業」のその他に「ドローン飛行 基準10アール 1, 650円」の摘要欄は空白といたしました。
 以上よろしくお願いをいたします。
議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
 <<なしの声>>
議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。
 討論ございませんか。
 <<なしの声>>
議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。
 議案第5号、令和4年度農作業標準賃金の設定について、原案のとおり決するに賛成する委員の挙手を求めます。
 <<挙手多数（全員）>>
議長 挙手多数ですので、原案のとおり決します。
 次に進みます。
 日程第13、議案第6号、農地法第3条の許可申請に係る下限面積（別段面積）の設定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。
 <<議案第6号 朗読>>
議長 補足説明を許します。
事務局 ありません。
議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
 <<なしの声>>
議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。
 討論ございませんか。
 <<なしの声>>
議長 討論なしと認めます。
 それでは挙手により表決に入ります。
 議案第6号農地法第3条の許可申請に係る面積の設定について、原案の通り決するに賛成の委員の挙手を求めます。
 <<挙手多数（全員）>>

議長 挙手多数ですので、原案のとおり決めます。
次に進みます。

議長 日程第14、議案第7号、農業委員会事務局職員の任免について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

《議案第7号 朗読》

議長 これについては人事案件ですので、質疑討論を省略して挙手により表決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長 それでは、挙手により表決に入ります。

議案第7号、農業委員会事務局職員の任免について、原案のとおり決するに同意する委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、原案のとおり決めます。

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

みなさま、大変お疲れ様でした。

《終了 14:03》

以上は、令和4年3月22日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和4年第3回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
